

神環環自第 461 号の 3
平成 28 年 12 月 15 日

神戸市道路公社
理事長 中島 信 様

神戸市長 久元 喜造

六甲北有料道路拡幅事業に係る事業内容の変更について（指導）

平成 28 年 10 月 24 日付神道公第 195 号で届出のあった標記の件について、神戸市環境影響評価等に関する条例（平成 9 年 10 月条例第 29 号）第 31 条の 2 第 2 項の規定に基づき、下記のとおり、指導する。

記

事業者は、事業内容の変更後の事業の実施にあたっては、次に挙げる全ての事項を踏まえ、環境保全措置及び事後調査を適切に実施する必要がある。

(1) 植物、動物

- ① 事業計画区域内に生育するキンラン、ギンランについて、移植等の代償的措置の検討に優先して、可能な限り生育空間に及ぼす影響を回避又は低減する措置を検討する必要がある。

やむを得ず移植を実施する場合にあっては、専門家から必要な助言を得ながら、移植及びモニタリング等の適切な方法を検討するとともに、土地所有者と協議し、必要な体制を構築することにより、移植先の環境整備、継続的な管理及び移植実施後のモニタリング等を着実に実施する必要がある。

- ② 事業計画区域周辺に生息する動物に配慮し、道路沿いや事業計画区域境界の側溝について、落下した小型の動物が元の生息場所に戻ることができる構造とするなどの措置を講じる必要がある。

- ③ 工事に伴う鳥類の営巣及び採餌への影響を詳細に把握するため、事業計画区域周辺における貴重種（ケリ、アオゲラ、アカゲラ）の営巣及び採餌状況を適切な時期に調査する必要がある。

工事の実施にあたっては、本調査結果を考慮し、鳥類の営巣及び採餌に配慮した工事計画を検討する必要がある。

- ④ 特定外来生物であるオオキンケイギクは、道路沿い等において大群落を形成することがあるため、既整備路線も含め、駆除及び拡散防止のための措置を実施するよう努める必要がある。

(2) 景観

周辺の景観が損なわれないよう、コンクリート擁壁に緑化等の措置を検討する必要がある。

(3) 大気質、騒音、振動

本変更計画の実施により発生する大気質、騒音及び振動が生活環境に及ぼす影響を把握するため、工事中及び供用後において、影響が把握できる適切な地点において、大気質、騒音及び振動に係る調査を実施する必要がある。

環境局環境保全部自然環境共生課

担当：岸本、塩飽、平山